

# 各務原市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に係る処分要綱

(平成25年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市下水道排水設備指定工事店規程（令和2年企業管理規程第3号。以下「規程」という。）第11条第2項各号のいずれか又は規程第16条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）に係る処分の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 市長は、規程に規定する下水道指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び責任技術者が違反行為に該当する行為を行ったと認められるときは、その事実関係を調査するものとする。

2 市長は、前項の調査において違反行為の事実を認めたときは、当該指定工事店及び責任技術者（以下「違反者」という。）に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、必要があると認めるときは、てん末書等の提出を求めることができる。

(文書による注意)

第3条 市長は、違反行為の内容を検討し、規程第11条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止及び規程第16条の規定による登録の取消し又は一時停止の処分（以下「指定の取消処分等」という。）は要しないが違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第4条 市長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消処分等が必要と認めるときは、当該違反者に対し、各務原市行政手続条例（平成9年条例第1号）の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続を行うものとする。

(1) 指定又は登録の取消し 聴聞

(2) 指定又は登録の一時停止 弁明の機会の付与

(委員会を開催及び審査)

第5条 指定の取消処分等を行う場合にあっては、各務原市下水道指定工事店等審査委員会設置要綱（平成25年3月29日決裁）の規定による各務原市下水道指定工事店等審査委員会を開催し、指定の取消処分等の内容を審査するものとする。

- 2 違反行為に係る指定の取消処分等は、別表に定める処分基準によるものとし、情状に応じ、当該違反行為に応じた処分内容によるものとする。
- 3 指定の取消処分等の期間満了後3年を経過するまでの間に新たな違反行為があった場合、極めて悪質な事由があると認められるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表に定める期間を超えて効力停止期間を定め、又は取消しをすることができる。
- 4 市長は、新たな事実により指定工事店又は責任技術者が、当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該事案に係る指定の取消処分等を変更することができる。

(処分の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による審査を経て、指定の取消処分等を決定するものとする。

(処分の通知)

第7条 市長は、規程第11条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止の処分を決定したときは指定工事店指定取消・停止決定通知書(様式第1号)により、規程第16条の規定による登録の取消し又は一時停止の処分を決定したときは責任技術者登録取消・停止決定通知書(様式第2号)により、当該指定工事店及び責任技術者に対し通知をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月8日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

指定番号 第 号  
氏名又は名称  
代表者氏名

各務原市長 印

指定工事店指定取消・停止決定通知書

各務原市下水道排水設備指定工事店規程第11条第2項の規定により、下水道指定工事店の指定の取消し又は指定の効力の停止をしますので通知します。

該当	処分の内容	適用
<input type="checkbox"/>	指定の取消し	年 月 日
<input type="checkbox"/>	指定の停止	年 月 日 から 年 月 日まで
理由		

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

所属指定店 第 号  
責任技術者氏名

各務原市長 印

責任技術者登録取消・停止決定通知書

各務原市下水道排水設備指定工事店規程第16条の規定により、下水道責任技術者の登録の取消し又は登録の効力の停止をしますので通知します。

該当	処分の内容	適用
<input type="checkbox"/>	登録の取消し	年 月 日
<input type="checkbox"/>	登録の停止	年 月 日 から 年 月 日まで
理由		

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別表（第5条関係）

指定工事店の違反行為に係る処分基準

違反行為	関連条文		処分内容
	各務原市下水道条例（平成2年条例第23号）	規程	
1 指定の申請・更新にあたり、書類等に虚偽の記載があったとき。	第8条	第5条及び第9条	指定の取消し
2 指定工事店として該当しなくなったにもかかわらず、辞退届出書を提出しなかったとき。	第8条	第10条第1項	指定の取消し
3 指定の申請・更新における書類等の記載事項に変更等があったにもかかわらず、異動届出書の提出を怠ったとき。	第8条	第10条第2項	指定の効力停止 1月以内
4 工事の相談・見積を受けたとき、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	第8条	第7条	指定の効力停止 14日以内又は 文書注意
5 工事の申込みを受けたとき、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	第8条	第7条第2項第1号	指定の効力停止 1月以内
6 工事の契約に際して、工事金額、工事期限、融資あっ旋制度その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	第8条	第7条第2項第2号	指定の効力停止 1月以内
7 工事に際して、適正な価格で誠実かつ迅速に施工しなかったとき。	第8条	第7条第2項第3号	指定の効力停止 2月以内
8 工事の全部又は大部分を、一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	第8条	第7条第2項第4号	指定の効力停止 1月以内
9 指定工事店の名義を、他の業者に貸与したとき。	第8条	第7条第2項第5号	指定の効力停止 2月以内
10 市長の確認を受けずに、工事を行ったとき。	第7条第1項	第7条第2項第6号	指定の効力停止 14日以内又は 文書注意
(1) 申請書・変更届は提出したが、確認前に着手したとき。	第7条第2項	第7条第2項第6号	指定の効力停止 1月以内
(2) 申請書を提出し、確認を受けたが、異なる内容の工事をしたとき。	第9条第1項及び第16条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 2月以内
(3) 確認を受け工事をしたが、使用開始等の手続を遅滞無く行わなかったとき、又は工事の完了後5日以内に完了届を提出しなかったとき（下水道の不正使用）。	第7条第1項	第7条第2項第6号	指定の効力停止 3月以内
(4) 申請書を提出せず、工事をしたとき（未供用）。	第7条第1項、第9条第1項及び第16条	第7条第2項第6号	指定の効力停止 6月以内
(5) 申請書を提出せず、工事を行い、供用したとき（下水道の不正使用）。	第8条	第7条第2項第7号	指定の効力停止 2月以内
11 工事を責任技術者の監理の下において設計し、及び施工しなかったとき。	第9条第1項	第7条第2項第8号	指定の効力停止 1月以内
12 完了検査に、正当な理由がなく、責任技術者を立ち合わせなかったとき。			

1 3 完了検査において、不良と認められたものについて、指示した期間内に改修しなかったとき、又は必要な報告や資料の提出を求められたにもかかわらず、これに応じなかったとき。	第9条第1項	第7条第2項第9号	指定の効力停止 3月以内
1 4 工事完了後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでないにもかかわらず、無償で補修しなかったとき。	第8条	第7条第2項第10号	指定の効力停止 3月以内
1 5 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して、正当な理由がなく、市長からの要請に協力しなかったとき。	第8条	第7条第2項第11号	指定の効力停止 1月以内
1 6 工事の施工に際し、安全管理を怠り、公衆を死傷させ、又は被害を与えたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の取消し又は指定の効力停止 6月以内
1 7 工事の施工に際し、安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 6月以内
1 8 粗雑な工事により、市民及び市に対して損害を与えたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 6月以内
1 9 汚水管に雨水等が流入するような配管になっていたとき。	第4条	第11条第2項第1号	指定の効力停止 6月以内
2 0 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）により、指名停止の処分を受けたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 6月以内
2 1 指定工事店の代表者、役員又は責任技術者が犯罪の容疑で起訴されたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の効力停止 6月以内
2 2 前各項以外の下水道に関する法令、条例、規程等に違反したとき。	第8条	第11条第2項第1号	指定の効力停止 6月以内
2 3 その他市長が指定工事店として不適当と認めたとき。	第8条	第11条第2項第2号	指定の取消し又は指定の効力停止 6月以内

備考 この表第20項の場合において、指名停止の処分の期間が指定の効力停止期間を超えるときは、当該超過期間につき「指定辞退届出書」を提出すること。

責任技術者の違反行為に係る処分基準

違反行為	関連条文		処分内容
	各務原市下水 水道条例	規程	
1 責任技術者としての登録の申請にあたり、書類等に虚偽の記載があったとき。	第8条	第14条	登録の取消し
2 責任技術者として該当しなくなったにもかかわらず、登録辞退届出書を提出しなかったとき。	第8条	第15条 第1項	登録の取消し
3 登録の申請における書類等の記載事項に変更等があったにもかかわらず、異動届出書の提出を怠ったとき。	第8条	第15条 第2項	登録の効力停止 1月以内
4 指定工事店の違反行為に係る処分基準に定める指定工事店の違反行為で、その原因等が責任技術者の責に帰するとき。	第8条	第16条	指定工事店の違反行為に係る処分基準の処分内容に準ずる。